

社会福祉法人白河学園  
職員に対する処遇改善加算一時金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白河学園（以下「法人」という。）給与規程3条に規定する給与とは別に、厚生労働省が平成24年度から創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度（以下「福祉・介護職員処遇改善加算制度」という。）及び厚生労働省が平成29年度から創設した社会的養護職員処遇改善加算制度（以下「社会的養護職員処遇加算制度」という。）に基づき法人の職員に対して支給する処遇改善加算一時金（以下「福祉・介護職員処遇改善加算一時金」及び「社会的養護職員処遇改善加算一時金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員又は有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める福祉・介護職員処遇改善加算制度及び社会的養護職員処遇改善加算制度の対象職員に対し、福祉・介護職員処遇改善加算一時金及び社会的養護職員処遇改善加算一時金を支給する。

(支給額)

第3条 福祉・介護職員処遇改善加算一時金及び社会的養護職員処遇改善加算一時金の支給額は、福祉・介護職員処遇改善加算制度及び社会的養護職員処遇改善加算制度による加算見込み額より算出した賃金改善の見込み額の範囲内において、常用職員、有期契約職員の別に理事長が定める額とする。

(支給日)

第4条 福祉・介護職員処遇改善加算一時金及び社会的養護職員処遇改善加算一時金の支給は、年1回3月20日に当年度分を、福祉・介護職員処遇改善加算一時金及び社会的養護職員処遇改善加算一時金として給与規程3条に規定する給与とは別に支給する。ただし、当日が休日の場合はその前日に支給する。

(在籍の限定)

第5条 福祉・介護職員処遇改善加算一時金及び社会的養護職員処遇改善加算一時金は、支給日に在籍していない者には支給しない。

(その他)

第6条 この規程は、福祉・介護職員処遇加算制度及び社会的養護職員処遇改善加算制度の片方若しくは両方が終了した場合は、廃止するものとする。

第7条 上記の規定によりがたい場合は、事情を考慮して理事長が定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。